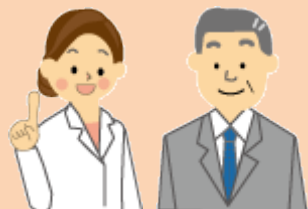


障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集 ウェブコラム



一緒に考えよう！

合理的配慮の提供とは

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/index.html

はじめに

独立行政法人日本学生支援機構
学生生活部障害学生支援課

平成 28 年 4 月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、すべての大学等において、学生を含む障害者への差別的取り扱いの禁止が義務化されました。また、合理的配慮の不提供の禁止については、国立大学等は法的義務、私立大学等は努力義務となりました。

今後は、障害のある学生と大学等との間において、差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談や紛争の増加が予想されます。

当機構では、こうした状況を踏まえ、これら紛争の防止や解決に関して、各大学等が適切な対応を行なうために参考にできる具体例を収集・分析・公表・普及することを目的とする調査を平成 28 年度から実施しております。本調査にご協力いただいております高等教育機関、相談機関等の関係者の皆様に、厚く御礼申し上げます。

また、本調査を通じて、各大学等が、数々の対応に苦慮する事例に遭遇し、「合理的配慮の提供とは」という命題に悩みながら、障害学生支援に取り組んでいらっしゃる姿を垣間見することもできました。そこで、いただいた様々な事例のエッセンスを抽出し、その主な課題について、平成 30 年度に JASSO ウェブサイトにおいて、「一緒に考えよう！ 合理的配慮の提供とは」と題する全 10 回のウェブコラムを連載いたしました。

本コラムは、「障害者差別解消法」施行に伴い、増加が懸念される紛争を防止・解決するために、大学等がどのような対応をしていけば良いのか、架空の講座やワークショップの中で、様々な課題や解決方法について紹介しています。なお、ここで紹介している事例は、大学等の対応を検討する上で必要な要素を盛り込むために、よくある状況や対応を想定して創作したものです。あくまでも架空の事例であり、ある特定の事例に基づくものではありません。

本コラムが、今後の各大学等における障害学生支援の一助となれば幸いです。

なお、「障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集」ウェブサイトでは、各大学等から提供された様々な事例や、紛争の防止・解決等に関する基礎知識も掲載していますので、是非、ご参照ください。

目次

第1回 障害理解について（1）大学等の責務とは	3
第2回 障害理解について（2）社会モデルの考え方等	7
第3回 同等の機会の提供とは	10
第4回 過重な負担とは	14
第5回 安全配慮と権利の制限について	19
第6回 社会資源の活用について	23
第7回 入学要件、受験生への配慮について	27
第8回 就職支援について	31
第9回 テクニカル・スタンダードについて	35
第10回 支援体制の整備について	39
紛争の防止・解決等のための基礎知識	43
『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』協力者会議	53

第1回 障害理解について（1）大学等の責務とは



講師

第1回は講座形式で、障害者差別解消法に基づき大学等の責務について考えます。受験時の事前相談における対応を題材に、障害のある学生を受け入れるにあたっての対応が、法に照らして「不当な差別的取扱い」になっていないか、「合理的配慮」の不提供となっていないかを踏まえ、どのように対応していけば良いのかを検討します。

検討課題

- ◆ 不当な差別的取扱いの禁止
- ◆ 合理的配慮の提供義務
- ◆ 同等の機会
- ◆ 建設的対話

まず、障害のある学生を受け入れるにあたっての対応から見ていきましょう。場面は入学試験後に行なわれた保護者面談です。



保護者：息子は発達障害のため、聞くことによる情報取得が苦手で、文字に書かれていれば理解できるのですが、話を聞くだけでは内容をうまく理解できないことがあります。また、二つ以上のことを並行してできないところがあって、授業を聴きながら板書を書き写すといったことが苦手です。それでも、今まで普通校で頑張ってきて、これからも、この大学で勉強したいと希望していますが、受け入れてもらえるでしょうか。



大学：大学として協力できることは協力しますが、十分にはできないこともあると思います。肝心なのは、ご本人が障害を乗り越えて頑張る強い意志があるかどうかです。保護者の協力も大事です。頑張って勉強させるという強いお気持ちはありますか。



保護者：はい、本人にも頑張らせませし、これまで以上に私たちも応援して努力させます。よろしくをお願いします。



大学：わかりました。それでは学内で話を進めますので、ご本人に頑張る勉強に励むようにお伝えください。



この保護者面談でのやりとりを見てどう感じましたか。一見、よくある面談風景のようにも見えますが、実は大きな問題が隠されています。このやりとりの中で、大学は「障害のある学生は障害のない学生よりも強固な意志がなければいけないこと」「保護者の協力なしには

入学させられないこと」を確認しています。障害のある学生に、障害のない学生には課さない不要な条件を課しているのです。

不当な差別的取扱いの禁止

入学させるにあたって、障害のある学生にだけ不要な条件を課すことは、障害者差別解消法で禁じている「不当な差別的取扱い」です。同法は、その第三章第八条で「事業者は、その事業を行なうに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」としています。たとえ「頑張るって勉強して欲しい」という善意の発露だったとしても、入学者選抜において、障害があることを理由に特別な条件を課すことは「不当な差別的取扱い」にあたることを覚えておいてください。教育熱心だからこそ陥りがちな例と言えます。

合理的配慮の提供義務

また「保護者の協力なしには入学させられない」としていることは、大学に課せられた義務の一部を放棄している、保護者に負わせているとも言えます。この場合、大学に課された義務とは、障害のある学生が障害のない学生と同等に学習できるよう、必要な合理的配慮を提供することです。これは保護者の責任ではなく、大学の責務であることを理解しておく必要があります。

さて、この学生は無事入学し、大学からは、授業のポイントを文字にして伝えるノートテイクや、教員による学習支援が提供されました。次の場面は、1年次の終わりに行なわれた面談でのやりとりです。



学生：ノートテイクをつけてもらえたことで、授業の内容がとてもよくわかりました。それに、先生に受講内容や勉強の進み具合をチェックしてもらえたので、授業の中でわかっていなかったことがあったのも確認できて、とても助かりました。



大学：それはよかった。でも、今年の成績評価を見ると、ノートテイクをつけた科目の成績があまりよくないね。もしかして、ノートテイクで記録が残るからと甘える気持ちがあるのかな。2年生からはノートテイクをつけないで授業をうけてみたらどうかな？自力で勉強に立ち向かう、努力する気持ちが大事だよ。



学生：え……、あの……、わかりました。ノートテイクなしで頑張ってみます。ただ、そうすると、先生のお話を聴くことに集中しなくてはいけないので、ノートを取るのが難しいです。板書を撮影させてもらってもいいですか？



大学：それだと、努力しなくても記録が残るという意味では同じじゃないかな。自分の力で頑張ることが大事だよ。



学生：……、努力して頑張ります。



今度のやりとりはどうでしょうか。1年次の間つけていたノートテイクを2年次ではつけないことになっていますね。その理由は、ノートテイクをつけた科目の成績が良くないからというものです。ノートテイクがつかない代わりに、学生から申し出のあった板書の撮影許可についても却下されています。

同等の機会

前項でも触れたとおり、大学等における合理的配慮提供の目的は、障害のある学生に障害のない学生と同等に学習できる環境を保障することです。つまり、スタートラインを整えるためのものと言えます。ノートテイクは「情報保障」という言葉で表現され、聴覚障害学生がほかの学生と同じ情報（授業内容）を取得できるようにするために、よく行なわれる支援です。すなわち「同等の機会」を提供するための手段と言えます。発達障害学生の場合には、リアルタイムでの情報保障とは少し意味合いが異なりますが、音による情報だけでは理解が難しいという障害特性がある場合に、授業のポイントをテイクすることで内容を理解するための支援として、よく行なわれています。従ってノートテイクをつけた科目の成績が良くないからといってノートテイク自体をやめてしまうのは、学習の保障という意味では本末転倒でしょう。学生はノートテイクが提供されない代わりに板書の撮影許可を求めましたが、これも「自分で努力することにならない」という理由で却下されています。これは、学生の障害特性についての理解不足から来ています。この学生が二つのことを同時にできないのは障害によるもので、努力して克服できることではないのですから、このままでは、ほかの学生と同じようには情報が取得できません。この状態を放置するということは、大学の責務である「同等の機会」の提供ができていないことであり、すなわち合理的配慮の提供を怠っているということになります。

建設的対話

では、大学はどうすれば良かったのでしょうか。ここで重要になってくるのが「建設的対話」です。担当の先生は、ノートテイクをつけた科目の成績が良くないと話していますが、この原因は何なのか、学生とよく話し合うことが必要です。そもそも、合理的配慮を求めるということは、この授業には何らかの困難性があるということで、本人にとっては、ノートテイクを介して情報を得ることで、積極的かつ能動的に授業に参加しようとしていることがわかります。つまり、ノートテイクを利用することが、イコール、勉強する努力を怠り、他者に頼っているということではありません。もし、学生自身、ノートテイクに頼って授業に向き合う姿勢が真摯ではなかったと思うのであれば、合理的配慮を前提とした上で、授業に向き合う姿勢を改めるように指導すれば良いのです。また、本人が一生懸命勉強しているにも関わらず、成績に反映されていないのだとすれば、支援の仕方に問題があり、十分な障害保障ができていないのかもしれない。あるいは、授業の進め方や授業内容自体に学生の障害特性に合わない部分があるということも考えられます。このため、どうすれば授業の内容をほかの学生と同じように理解することができるか、学生とよく話し合いながら、提供できる支援を模索していくことが必要です。



いかがだったでしょうか。本コラムの第1回は、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供義務」を理解し、大学の責務について考えることをテーマにしました。障害者差別解消法は「障害者はいろいろ大変だから助けてあげましょう」というものではなく、障害者でない者との同等な機会を障害者に保障し、同等な機会が保障されないことを「差別」として、その解消に取り組むことを規定している法律です。大学がその責務を果たすために求められる障害理解とは、単純に「この学生は障害があって授業の聞き取りに困難がある」と理解するだけでなく、どのような場面でどのような困難があり、どうすればその障壁を除去できるのか、より具体的なニーズの把握と対処方法の模索までを含んでいると考えましょう。

以上の点について、詳細は、「紛争の防止・解決等のための基礎知識（1）大学等における基本的な考え方 3-4」（44 ページ）でも解説しています。また、JASSO ウェブサイトでは、それぞれの基礎知識に加え、収集事例に関する講評も掲載していますので、是非、ご参照ください。

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/kiso/kiso1_3_4.html

第2回 障害理解について（2）社会モデルの考え方等



第2回は、障害者差別解消法が示す「社会モデル」の考え方について考えます。性別違和の学生からの申し出に関する事例を基に、社会的障壁とは何か、また、大学が取り組む社会的障壁の除去とは等について、ワークショップ形式で、意見交換していきます。ワークショップの参加者は、いずれも、大学の障害学生支援の実務担当者です。

検討課題

- ◆ 性別違和は障害か
- ◆ 性別違和の学生が直面する社会的障壁
 - 学生生活上の支援
 - 学外への情報発信、情報開示等に関する課題

参加者紹介



私立大学 Aさん



私立大学 Bさん



国立大学 Cさん



Aさん：では、性別違和のある学生から相談があった事例について、紹介させていただきます。この事例は、最初は障害学生支援室ではなく、カウンセラーへの相談から始まりました。性別違和でロッカールームが使えず着替えの場所に困っている、教材等の荷物も置き場がないために毎日持ち帰っていて、とても大変だということでした。相談内容がメンタルのことではなくて物理的なものだったため、カウンセラーから障害学生支援室に連絡があり、支援室で対応することになりました。学生が所属する学部の先生方とも協議し、配慮を提供することになりました。着替えについては多目的トイレを使ってもらうことにし、荷物の保管用には、学生が使いやすい場所に鍵のかかる専用ロッカーを設置しました。学生は納得して、問題なく修学しています。以上です。

性別違和は障害か

Bさん：最近よく話題になる LGBT の T、トランスジェンダーですよね？ これは障害なんですか。実際「我々は障害者ではない！」と発言している当事者をテレビで見たこともあります。障害学生支援室が扱う問題なのかというところが、ちょっと疑問なんです。





Aさん：障害かどうかは私もよくわかりませんが、実際に困っていて、メンタルを扱う相談室では対応できないとなると、うちの部署くらいしか適当な窓口がないんですよね。

ファシリテーター：性別違和がいわゆる障害かどうかについては専門家の間でも議論があります。そこで重要なのは「社会モデル」の考え方です。

「社会モデル」とは、「機能障害」ではなく「社会的障壁」の問題性に着目する視点です。性別違和のある学生の直面する社会的障壁の問題性に着目し、教育を受ける同等の機会を保障していくことが重要となります。



学生生活上の支援



Cさん：ウチの大学でも障害学生支援室で対応していますね。性別違和のある学生の場合、入学後すぐに対応が必要となるのは、やはりトイレや着替えの場所、それと健康診断での配慮ですね。健康診断は、他の学生とは別に単独で保健室で実施しました。

Bさん：ほかにはどんな対応が必要になりますか。ウチではまだそういう学生からの申し出は受けたことがないので、ぜひ教えてください。



Aさん：はい、事例の学生の入学時の申し出は、性別違和があることをほかの学生には知られたくないので、学内でも通称名を使って、自認する性別で通したいということです。そこで学籍簿や講義の履修者名簿は通称名を使うことにしました。ただ、卒業証書などの学外に出す書類については戸籍上の氏名と性別を使うということで、本人にも了解を得ています。それと、大学のホームページに、毎年度の入学者数が男女別に公表されていたんですが、これも学生からの依頼があって、男女別に分けるのをやめました。



ファシリテーター：公的な書類における氏名や性別をどう扱うかは、学校によっても判断が異なるでしょうね。以前、卒業証書を通称名とした大学のことがニュースで話題になったことがありますね。ほかにも、必要な配慮は何かありますか。



Cさん：宿泊研修のときにも配慮が必要ですね。部屋割りとか入浴とか。ほかの学生にも関係することなので、本人ともよく話し合って、結局、その学生だけ、普段は教員が使う浴室付きの個室にしました。新入生合宿だったので大人数ですし、まだ学生同士がよく知らなかったのも、特に目立つこともなかったのですが、これが少人数のよく知っている同士で、他の学生には性別違和のことは知られたくないと言われたらちょっと困ったかもしれませんね。



学外への情報発信、情報開示等に関する課題



Bさん：なるほど、そういう問題もあるんですね。では、学外実習などでも、実習先に情報開示するかどうかという問題も出てきそうですね。学内と同じような配慮をしてほしいと実習先をお願いするのだとすれば、実習先にも情報開示しなくてはいけないし、学生が

実習先に知られたくない、通称名で通したいといったときに、そのまま送り出すのかといったことも検討しなくてははいけません。

Aさん：はい、この事例の学生の場合、学内の授業でも、一つ懸案になっていることがあります。この学生が履修している中に、発表課題のある授業があるんですが、



声を出すと周囲の学生にわかってしまう可能性があるのですが、発表課題を免除してほしいという申し出があったんですね。でも、この学生だけ発表を免除すると、ほかの学生にも説明が必要になってしまいますし、かといって発表させてしまうと、これまでずっと周囲の学生には開示せずに通称名で通してきたことが無になってしまいます。授業の先生からは、発表課題そのものをやめて他の課題にするという意見も出たのですが、学部では、それ



Bさん：難しい問題ですね。同じ授業を履修している学生たちに情報開示できればいいのですが、こればかりは本人が望まないのであればできませんね。本人にとっても納得のできる結果になるように、本人とよく話し合って方法を模索していくのかなさそうですね。

また、教育の目的が果たせなくなるとの意見が出たということですが、一旦立ち止まって、発表課題を他の課題に変更することが本当に教育目的の実現を妨げることになるのかを、改めて客観的・具体的に検証することも必要でしょう。

Cさん：就職活動でも同じような問題が出てきます。成績証明書や健康診断証明書は、基本的にはやはり戸籍上の氏名で出すこととなりますから、就職を希望する企業には情報開示せずに、というわけにはいかないだろうし。



ファシリテーター：いろいろな事例やご意見をありがとうございました。性別違和のある学生が学生生活を送る上で、様々な社会的障壁があることがよくわかりました。こうした障壁を一つ一つ取り除いて、他の学生と同等に修学できる環境を整えていくためには、いろいろと創意工夫も必要だということだと思います。また、情報開示の問題や他の学生への影響なども含めて、検討すべき課題もありました。今年7月、お茶

の水女子大学が、「自身の性自認にもとづき、女子大学で学ぶことを希望する人（戸籍上男性であっても性自認が女性であるトランスジェンダー学生）の受入を決定した」と発表しました。これから設備整備などの準備を始め、2020年度の入学者から受入を実施するそうです。性別違和のある入学希望者が皆さんの学校の門戸を叩くことも、今後はそう特別なことではなくなっていくかもしれません。本コラムでの検討が皆さんの参考になれば幸いです。

以上の点について、詳細は、「紛争の防止・解決等のための基礎知識（1）大学等における基本的な考え方 1-2」(43 ページ)でも解説しています。また、JASSO ウェブサイトでは、それぞれの基礎知識に加え、収集事例に関する講評も掲載していますので、是非、ご参照ください。

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/kiso/ki-so1_1_2.html

第3回 同等の機会の提供とは



ファシリテーター

第3回は、大学の責任で同等の機会を提供していくことの重要性について考えます。本人が感じている社会的障壁を理解し、それを取り除く努力をするということが、具体的にはどうということなのかについて、ワークショップ形式で、意見交換していきます。

ワークショップの参加者は、いずれも、大学等の障害学生支援の実務担当者です。

検討課題

- ◆ ニーズの把握
- ◆ 合理的配慮の提供に伴う負担（予算、人材等）
- ◆ 今あるリソースの活用

参加者紹介



国立大学 A さん



私立大学 B さん



私立短期大学 C さん



ファシリテーター：今回は、学生から私のところに相談があった事例について紹介します。聴覚障害（ろう）の学生の事例です。通常の授業はノートテイクを利用し、先生方にも、自分からお願いして、口元がよく見えるように正面を向いてはっきりと話してもらうようにしていただいていたそうです。ところが、ある授業でグループ学習が始まると、発言する人が複数で、話す順番が決まっているわけでもないし、議論が盛り上がってくると、ほとんど同時に複数で発言するなど、ノートテイクが議論の進行に追いつかない事態に陥りました。そこで、学生は大学に「グループ学習のときだけ手話通訳をつけてほしい」と申し出たのですが、「手話通訳者にかかる費用が過重な負担なので配慮は提供できない」と言われてしまいました。実は、こういう対応は全国の大学等で非常によくある典型的な事例です。手話通訳は、専門的な技術が必要とされますから、通訳者を配置するのもそれなりの費用がかかるためです。学生からは、「このままではグループ学習の授業についていけない、どうしたらいいでしょう」と相談を受けました。さて、このようなケースで、まず大学がすべきことは何でしょうか。

ニーズの把握



Bさん：グループ学習は、会話の内容をリアルタイムで知って、会話に参加できて、はじめてグループでの役割を果たせるものですよね。この学生は現時点でそれができていない。それができるようにしてほしい、というのが学生の希望ですよね。グループ学習での情報保障ってどの大学でもよくある申し出だと思います。これを「過重な負担」として何もしないのは、大学は、合理的配慮の提供義務を怠っているとと言われても仕方がないんじゃないかな。ゼロ回答じゃなくて、なんとか支援する方法はないか、検討してみる事が大事じゃないかな。

Cさん：でも、うちの学校でも障害学生支援に使える予算は限られているので、手話通訳者をつける費用はなかなか出せません。入学式とかの学校行事くらいならなんとかできますが、個別の学生の授業に毎回手話通訳をつけるというのは、ちょっと難しいです。



ファシリテーター：第1回のコラムでも触れましたが、大学等における合理的配慮提供の目的は、障害のある学生に障害のない学生と同等に学習できる環境を保障することです。Bさんから指摘があったように、グループ学習における情報保障も、ほかの学生と同じ情報を取得できるようにするためのもので、すなわち「同等の機会」を提供するための手段と言えます。では、手話通訳の費用負担が難しいという現実がある場合、大学等としては、どうすれば良いでしょう？

合理的配慮の提供に伴う負担（予算、人材等）



Aさん：うちの大学には、学生の手話サークルがあって、中には、技術が非常に高く、地域の手話通訳試験に合格して活躍している学生もいるくらいです。そうした学生には、大学の支援学生にも登録してもらっています。通常のノートテイクよりも高い技術を求められるということで、謝金単価も高めに設定していますが、外部の手話通訳者をお願いするよりは、予算の面では助かってます。学生の自発的な活動として始まったものですが、今では大学の予算で手話講習会を開いたりして、手話のできる支援学生の数を増やそうという取組もしています。

Cさん：どうしても必要なら、手話通訳者の料金は、本人に負担してもらってはいけませんか。



ファシリテーター：合理的配慮の提供は大学等に課せられた義務（国公立は法的義務、私立は努力義務）なので、予算面、人材面を含めて大学側が用意するのが、本来は妥当です。情報保障の提供には一定の費用がかかりますが、これを保護者や本人に求めるのは、障害者差別解消法の趣旨にそぐわないと言えます。一部署で対応できなければ、大学全体で予算計上の道を探る姿勢が大事です。よく聞くのは、支援部署の予算だけでは賅えない場合に、学生が所属する学部が費用を負担するケースですね。ただ、学内でやりくりをしたとしても、小規模校などで、やはりどうしても費用負担は難しいという話も聞きます。ただ、例えば私立の場合で言うと、日本私立



学校振興・共済事業団の私立大学等経常費補助金の中に、障害のある学生に対する具体的配慮の取組の授業等の支援の実施という項目があります。こうした制度を知らなかったとおっしゃる支援担当者もいらっしゃるので、一度、学内予算についてきちんと調べてみることも重要です。このように、大学側が負担することを前提に様々な可能性を探ってみて、それでもどうしても「過重な負担」になる場合には、本人とよく話し合って、例えば全15回のうち、重要な5回だけ手話通訳を配置するなどの方法もとれると思います。いずれにしても、単純に配慮の不提供あるいは本人負担という選択をする前に、まだ、検討すべき余地はあるんじゃないでしょうか。

今あるリソースの活用



Bさん：なぜ手話通訳以外の選択肢について検討しなかったんでしょう。うちの大学では、グループ学習の授業には学生によるパソコンノートテイクをつけています。グループのメンバーごとの発言に発言者の名前をつけてテイクしています。グループ学習のときって、ついつい早口になったり、ほかの人が話し終わらないうちに話し始めたりしてしまいがちですから、テイクカーはその度に「待った」をかけて、順番にゆっくり話してもらうように理解を求める必要がありますが、そのうち学生たちも慣れてきて、発言するときには手を挙げて名乗ってから発言する等、自然にノートテイクを前提としたルールができていくみたいです。

Aさん：そういえば、うちの大学のあるゼミの教授が、ゼミ生全員にノートパソコンを持たせて、チャットでグループ学習をしたという話を聴きました。発言者はしゃべりながら自分の発言をチャット画面に打ち込むという方法です。パソコンが苦手な学生は、最初は苦労したそうで、話す内容を全部打ち込んでから読み上げたりするので時間はかかるけど、会話が記録に残るので、聴覚障害のある学生以外の学生にも好評だったそうですよ。それに、この方法だと、聴覚障害と視覚障害のどちらの学生も同時に参加できるんですね。



Cさん：すごいですね！うちの場合は、難聴の学生で、聴力も比較的良好に活用しているのでFM補聴器を使っているんですが、FM補聴器用のマイクを発言者が順番に回して使えば、グループ学習にも対応できそうですね。

ファシリテーター：その際には、グループ学習の時間を長めにとるなど、授業進行上も工夫が必要ですね。ありがとうございました。グループ学習の情報保障の方法やアイデアが、手話通訳以外にもいろいろと出てきましたね。皆さんご指摘のように、手話通訳は費用がかかるから無理……というところで終わらせずに、学生が何に困っているのかによく耳を傾け、どうなることが学生の障壁の除去になるのか、ニーズの本質をよく理解して、学生本人や担当教員、場合によってはそれ以外の関係者（この場合はグループ学習に参加する学生たち）とも話し合いながら、今あるリソースの利用を検討することも大事なことです。合理的配慮の提供とは、そうした建設的対話の中から、学校が提供できる配慮を探し出していくことによって成立するとも言えるでしょう。



以上の点について、詳細は、「紛争の防止・解決等のための基礎知識（1）大学等における基本的な考え方 3-4」(44 ページ)でも解説しています。また、JASSO ウェブサイトでは、それぞれの基礎知識に加え、収集事例に関する講評も掲載していますので、是非、ご参照ください。

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/kiso/kiso1_3_4.html

第4回 過重な負担とは



ファシリテーター

第4回は、合理的配慮の提供における「過重な負担」の考え方について取り上げます。過重な負担の程度は、学校規模や設置者によっても違ってきます。また、大学による合理的配慮提供の範囲はどこまでなのか、予算はどのように調整すればよいかについて等、ワークショップ形式で意見交換していきます。

ワークショップの参加者は、いずれも、大学の障害学生支援の実務担当者です。

検討課題

- ◆ 提供すべき合理的配慮の範囲
- ◆ 学校規模、設置者等による違い
- ◆ 予算調整
- ◆ 建設的対話

参加者紹介



国立大学 Aさん



私立大学 Bさん



私立大学 Cさん



Aさん：では、事例を紹介させていただきます。本学の外国語学科の中に、必須ではないのですが海外留学参加プログラムがあり、視覚障害のある学生が参加を希望しました。本人の希望する支援について、留学先の大学に問い合わせたところ、サポーターをつけることは可能だが、サポーターの費用は負担してほしいとの回答がありました。学内での検討では、必須ではないこともあって、合理的配慮提供の範囲を超えているという判断となり、支援を受けるなら本人負担だと学生に伝えたのですが、とても無理ということで、結局、留学をとりやめることになったという事例です。

提供すべき合理的配慮の範囲



ファシリテーター：ありがとうございます。さて、障害のある学生が海外留学をする場合に、大学等はどこまで支援すべきなのかという点で、皆さんの学校ではどのように考えていらっしゃいますか。似たような事例、あるいは大学の方針等ありましたら、ご紹介ください。

Bさん：うちの大学では、ちょうど昨年度、やはり視覚障害の学生が半年間の海外留学をした事例があります。支援者の手配は先方の大学にしてもらいましたが、費用についてはうちの大学で負担しました。



Cさん：うちの大学では、海外留学中の支援までは「過重な負担」ということを行っていないですね。支援がないと無理だろうと思われる学生については、代替措置として別の課題を与えて、留学はしない方向で調整していますね。

ファシリテーター：ありがとうございます。基本的には、大学のカリキュラムの中にあるものですから、障害のない学生と「同等の機会」の提供として、海外留学中の支援も、合理的配慮提供の範囲であると考えられるべきではないかと思います。ただし、Cさんのご指摘にあった「過重な負担」に当たるかどうかというも、大きな判断基準になりますね。では、負担がどの程度なら「過重な負担」なのでしょう。



学校規模、設置者等による違い



Aさん：先方の大学から知らせてきた費用はかなり高額だったので、これを負担すると、学内でも議論になりました。

Cさん：うちは、学生数 1,000 人にも満たない小規模校ですし、合理的配慮の提供については、私立は努力義務ということになっているので、費用のかかりすぎるものについては、学内の合意を得ることがかなり難しいです。



ファシリテーター：過重な負担の基本的な考え方について、文部科学省の対応指針は「個別の事案ごとに具体的な場面や状況に応じた検討を行なうことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて過重な負担に当たると判断することは、法の趣旨を損なうため、適当ではない」としています。つまり、一般論としての「費用がかかりすぎるから無理」だけでは、法の趣旨を損なう、というわけです。今、支援を必要としている学生の事案について、配慮の不提供は妥当なのか、という具体的な検討が必要です。これについては、学校の規模や国公立、私立といった設置者の違いによる財務状況（補助金の額）などが関わってきます。例えば、同じくらいの規模の他大学で、通常行なわれている支援と比較して著しく高額なのか、といったことが問われます。また、配慮を提供するための予算についても、具体的な検討が必要です。Bさんの大学では、費用はどのように捻出されたのでしょうか。

予算調整

Bさん：費用については、やはり障害学生支援に関する予算だけで支出するのは難しかったので、留学中の情報保障に関する費用を、海外留学を支援する部署と学生が



所属する学部が負担し、ガイドヘルプの件費を障害学生支援課が負担するという形で分担しました。



ファシリテーター：なるほど。予算について考える際には、大学等が受け取っている障害学生支援のための補助金がどれだけあるのか、検討事案について、どれくらい支出できるのか、それだけでは足りない場合、Bさんの大学のように、学生が所属する学部をはじめとする関係部局から予算を提供できないかについても検討してみることも視野に入れたいですね。

建設的対話

ファシリテーター：文部科学省の対応指針は、「個別の事案ごとに具体的な検討を行なった上で過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい」としています。ここで重要なのが「建設的対話」です。修学に向けた建設的な話し合いによって、学生との間に信頼関係を醸成することができれば、妥協点は変化するものです。配慮が提供できない場合には、学生が理解し納得できるような説明をするとともに、今後の修学についても視野に入れて見守る姿勢が大切です。



では、同様の観点から、もう一つ別の事例についても検討してみましょう。Bさん、お願いします。



Bさん：はい、では紹介させていただきます。精神障害の学生なのですが、在学中に症状が悪化して授業に出席することが難しくなってしまう、出席免除と、自宅で受講できるように授業をビデオ配信してほしいという申し出がありました。学部とも相談した結果、教育の目的・内容・機能の本質的な変更となること、また、ビデオ配信の設備が過重な負担となることなどで、配慮は提供しないということになりました。学生は現在、休学も視野に入れて、今後について検討中と聞いています。

提供すべき合理的配慮の範囲

ファシリテーター：ありがとうございます。では、まず、このケースが合理的配慮提供の範囲にあたるかどうかについては、いかがでしょう。



Cさん：本学でも、病弱の学生や精神障害の学生から、出席免除についての申し出があることはありますが、必須出席数を下回るのが1～2回程度なら代替措置も可能ですが、ほとんど出席できないとなると無理でしょうね。全授業ビデオ配信というのも、そんな設備を一から作ることは、ほとんど不可能に近い。



Aさん：本学の場合は、授業を別の教室にリアルタイムでビデオ配信する設備はあるのですが、学生の自宅へ配信となると全く話は変わります。費用の面もちろんですが、そうした設備を設置すること自体にも時間がかかりますので、学期の途中からとなると、設置できたときにはその学期が終わってしまっているというようなことにもなりかねないですね。



学校規模、設置者等による違い、予算調整



ファシリテーター：この事例の場合は、「教育の目的・内容・機能の本質的な変更」に当たるかどうかという問題と「過重な負担」の問題の2つの検討が必要だということですね。確かに、一度も授業に出席せずに単位を与えるということは、教育の目的を達成できたとは言えない可能性が高いですね。その代替措置としてビデオ配信という申し出があるわけですが、これについては、まず予算の点で、全くそうした設備のないCさんの大学と、ある程度の設備が既にあるAさんの大学では、対応できる可能性も変わってきますね。さらには、Aさんから指摘のあった、必要な時期に対応できるかどうかの実現可能性という問題もあるということですね。

建設的対話



ファシリテーター：では、学生との建設的対話についてはいかがでしょうか。

Aさん：この学生には、配慮の提供を検討するにあたって、病状について主治医の先生からお話を聞きたいと言ったのですが、学生は、大学が主治医と連絡を取ることにどうしても抵抗があったようです。そのところで、学生とのやりとりにつまずいてしまって、その後、病状がさらに悪化してしまったので、学生本人とは話し合いの機会を持ってないままになっています。



Cさん：障害情報の取扱いについては、特に精神障害や発達障害の学生の場合、慎重にしないと話し合いがこじれてしまうことがよくあります。

Bさん：うちの大学でも、できるだけ保護者の方も含めて話し合いをするようにしているのですが、中には保護者の方のほうがナーバスになっていらっしゃる場合もあって、なかなか難しいです。



ファシリテーター：皆さん、ご苦労されているようですね。学生は修学の意志があって、その修学に困難や不安を感じているために支援の申し出をしてきます。前半の事例でも触れましたが「今後の修学に関して、一緒に考えていきましょう」という姿勢が重要です。学生に、単に配慮の提供、不提供を判断するという観点で話し合いに臨んでいると感じさせてしまうと、いわゆる建設的対話にはなりにくいでしょう。学生の話をよく聞いて、その困難や不安を理解することからスタートすることが重要です。例えばカウンセラーにも話し合いのメンバーとして参加してもらおうといったことも有効かと思います。配慮を必要としている学生の状況も様々ですが、配慮を提供する側の大学等の規模、設置者、環境なども様々です。文部科学省の対応指針では、「合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、（中略）過重な負担の基本的な考え方に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである」としています。建設的対話を通じて、「過重な負担」という時点で思考停止してしまうのではない、柔軟な対応を行なうことが求められていると言えるでしょう。

以上の点について、詳細は、「紛争の防止・解決等のための基礎知識（1）大学等における基本的な考え方 1-2」(43 ページ)でも解説しています。また、JASSO ウェブサイトでは、それぞれの基礎知識に加え、収集事例に関する講評も掲載していますので、是非、ご参照ください。

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/kiso/kiso1_1_2.html

第5回 安全配慮と権利の制限について



講師

第5回は、安全配慮と権利の制限について考えます。障害のある学生が参加したら「危険かもしれない」といった判断によって、他の学生と同等の機会が提供されないという話をときどき耳にします。大学等にとって、安全配慮義務は重要な問題ですが、それを重視するあまりに、「危険かもしれない」という抽象的な理由（抽象的な不安、おそれ）によって、障害のある学生の参加の機会を、不必要に制限したり奪ったりしていないでしょうか。

検討課題

- ◆ 授業における安全配慮
- ◆ 学生生活における安全配慮
- ◆ 学外活動における安全配慮

授業における安全配慮



よく話題に挙がるのは、体育実技や実験への参加の問題です。例えば、視覚障害や肢体不自由、病弱・虚弱等の学生から「体育実技に参加したい」という希望があった場合、皆さんの学校では、どんな対応をされているでしょうか。よく聞くケースとしては、他の学生と一緒に実技を行なうのは危険だという判断から、見学だけさせる、レポート提出で代替するというものです。ここで問題になるのは、ただ、「何か事故があっては困る」という心配から、「参加させられない」という判断をしていないか、その学生が体育実技に参加するためにできる配慮について、十分に具体的な検討が行なわれたのか、ということです。他の学生と同等の機会を提供できないと判断するためには、抽象的な理由（抽象的な不安、おそれ）ではなく、「この学生のこういう状況には〇〇の危険があり、□□といった理由で、それを回避できる方法がない」といった具体的な理由が必要になります。

なお、体育実技への参加に関する配慮としては、アダプテッド・スポーツやパラ・スポーツ（※）のクラスを用意している、特別クラスはなくても様々な工夫によって可能な範囲で参加できるようにしているという学校もあり、配慮次第では、全てではなくとも実技に参加できる可能性のあるケースも多いようです。

実験等への参加についても同様です。「薬品を使うから危険」「車椅子で実験器具は扱えないだろう」といった抽象的な理由で参加させないのではなく、どうしたら安全に参加できるかを前提に、TAを配置して実験を補助する（TAが代わりに実施するのではなく、障害のある学生が主体的に手順を指示することで、補助者を使って学生が主体的に実験が実施できるようになることを目指して学ぶ機会を保障します）、手順を口頭ではなく文書にして説明を明確化する、車椅子でも扱えるように実験器具や実験室の配置を変更する等、多くの学校で様々な工夫が行なわれています。このように、その学生の個別の状態に合わせて、具体的に配慮を検討することが必要です。また、支援者を配置する場合には、支援者のボランティ

ア活動保険への加入などを行なっている学校もあります。こうした具体的な検討をした上で、どうしても避けられない危険があるとなつてはじめて、同等の機会が提供できない合理的な理由になると考えましょう。

こうした対応をするためには、学部全体や授業担当教員の理解も欠かせない要素になります。同等の機会の提供が大学等の責務であること、個々の学生については、それぞれの授業への参加のための様々な配慮が考えられること等、学生本人や授業担当者を交えて検討しながら、理解を深めていくことも重要です。

学生生活における安全配慮



授業以外の場面でも、危険に関する抽象的な理由（抽象的な不安、おそれ）により、障害のある学生の参加の機会を制限したり奪ったりしているケースはないでしょうか。例えば、食物アレルギーのある学生の宿泊研修への参加、肢体不自由の学生のフィールドワークへの参加等、なんらかの配慮を行なうことで参加が可能になるケースもあると思われます。いずれのケースでも「事故があつたら困るから参加させられない」ではなく、どう配慮したら参加できるかを、まず検討することが必要です。

また、てんかん、失神発作、アレルギー、低血糖等による体調急変や、パニック発作を起こす可能性がある学生への初期対応についてはどうでしょう。よく聞くのは、教職員に初期対応をお願いしても「医療従事者ではないので無理、責任が取れない」という回答が返ってくるというものです。しかし、学内で発作等を起こした場合には、身近にいる教職員が初期対応をせざるを得ません。こうした場合にあるべき安全配慮とは、個々の学生の症状や必要な対応についての情報を本人との合意形成の上、必要かつ適切な範囲で共有し、できる範囲での対応についても、本人を交えてマニュアル等を作成して共有することです。

学外活動における安全配慮



学外実習、海外研修、留学といった学外活動においては、特に安全配慮義務の問題が重視されるのではないのでしょうか。例えば、医療や福祉、教育といった分野の学外実習では、学生本人だけでなく、対象となる患者、施設利用者、児童、生徒の安全にも配慮をする必要があり、実習先の機関の安全配慮義務にも関わってくる問題です。報告された事例の中には、実習先に、想定される危険やトラブルについて大学等の責任を明記した文書を渡している、当該学生の実技について模擬実習のビデオを作製して見せている、当該学生が教員として児童の危機管理にどう対応するかについての資料を作成して渡している等、様々な工夫が見受けられます。いずれも、ただ「危険だから参加させられない」で終わらせることなく、参加できるようにするための配慮について、具体的に検討をした結果として出てきた工夫です。学生が研修等に参加を希望したり、実習等に参加する際に、障害の有無にかかわらず、「参加する学生が満たしておく必要があると考えられる基準」をあらかじめ考えておくと、曖昧で抽象的な理由（抽象的な不安、おそれ）で学生を排除してしまう可能性を低くすることに役立ちます。また、障害のある学生が研修や実習に参加する際も、学びの本質を損なわずに、どのような合理的配慮を行なうべきかを考えたり、学生本人と相談するきっかけや手助けにもなります。安易に危険を理由として排除することは、不当な差別的取り扱いになることが

あります。それが正当な理由であることを学生に示す責務は、大学にあります。上記のような基準は、学生に示すことができる形で用意しておき、望ましい配慮のあり方について公平な対話ができるように、備えておくといでしょう。

また、海外研修や留学については、長期間、国外で生活することを含めての検討となりますから、想定される危険も多岐にわたることでしょう。1年かけて学生との対話を重ねながら、本人も大学も様々な準備をして送り出した事例もありますが、学内協議で「参加させられない」とした事例もあります。どう配慮しても難しいケースもあるでしょうが、十分な検討が行なわれることなく、参加できなかった学生もいるのではないのでしょうか。

一方で、報告された中には、当該学生の安全のために専任の介助者を同行させることを決めたが、本人は「自分は一人でも行動できる」として納得せず、結果的には本人が参加を辞退したという事例もありました。専任の介助者が本当に必要だったかどうかは、本人の状態や留学先の状況にもよるので明らかではありませんが、大学としては心配なので、できる限りの配慮を提案したのでしょう。大学の判断と当該学生の認識の間に乖離があった事例です。大学がどういう危惧のもとに専任介助者の配置を決めたのかについて、具体的で丁寧な説明ができ、学生にとってもそれが納得のいくものであったら、結果は違ったかもしれないでしょう。必ずしも、両者にとって納得のいく結論が出るとは限りませんが、ここでも建設的対話を積み重ねていくことが重要だといえるでしょう。

また、留学での支援については、配慮や支援の提供のために必要となる金銭的なコストの負担を、誰がどのように行なうのかについても必ず議論になります。留学生も自国の学生と同じように、分け隔てなく合理的配慮やその他の支援を提供してくれる国（または大学）もあれば、そうでない国（または大学）もあります。実際には個々のケースで、様々な資源を寄せ集めて、望ましい配慮の状況に一步でも近づけるように、本人を中心とした相談や調整が必要です。しかし、障害の有無にかかわらず公平な参加機会を保障するという社会的な役割を大学が果たすためには、コスト負担の議論が起こったときに、自校がどこまでコストを担保できるかについて、担保できる幅を広げる工夫を学内で考えておいて、障害のある学生の選択肢を広げる工夫をしておくこともまた、必要です。



いかがだったでしょうか。授業や学生生活、学外活動等、安全配慮義務は、さまざまな場面についてまわる問題ですが、「同等の機会」の提供も、大学等に義務付けられた責務です。根拠の明確でない抽象的な不安や懸念だけで、障害学生の参加の機会を制限したり奪ったりすることなく、参加を前提として、配慮内容等についての十分な検討を行なった上で、配慮の提供、あるいは代替措置の検討を行なう必要があるということを、改めてご確認いただけましたら幸いです。

以上の点について、詳細は、「紛争の防止・解決等のための基礎知識（1）大学等における基本的な考え方 3-4」(44 ページ)でも解説しています。また、JASSO ウェブサイトでは、それぞれの基礎知識に加え、収集事例に関する講評も掲載していますので、是非、ご参照ください。

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/kiso/kiso1_3_4.html

※障害者スポーツを総称する呼び方として、「アダプテッド・スポーツ」や「パラ・スポーツ」という名称があります。障害者スポーツには様々なものがありますが、障害種ごとに独自の発達を遂げてきたため、例えば、パラリンピックには聴覚障害者の競技はなく、聴覚障害者スポーツの大会としては別にデフリンピックがある等、その状況も様々です。また、日本体育学会は、アダプテッド・スポーツとは「ルールや用具を障害の種類や程度に適合（adapt）することによって、障害のある人はもちろんのこと、幼児から高齢者、体力の低い人であっても参加することができるスポーツを言います。このアダプテッド・スポーツという概念は、障害のある人がスポーツを楽しむためには、その人自身と、その人を取り巻く人々や環境を問題として取り上げ、両者を統合したシステムづくりこそが大切であるという考え方に基づくものです。」と解説しています。

第6回 社会資源の活用について



ファシリテーター

第6回は、社会資源の活用について考えます。通学支援や生活介助、あるいは学生ノートテイクでは対応できない専門的な情報保障等、学内の支援体制だけではカバーできない支援については、社会資源を活用することも視野に入れる必要があります。どんな社会資源をどのように活用すればよいかについて、ワークショップ形式で意見交換していきます。

ワークショップの参加者は、いずれも、大学の障害学生支援の実務担当者です。

検討課題

- ◆ 通学支援の現状と課題
- ◆ 学内移動支援、生活介助
- ◆ 情報保障の専門性

参加者紹介



国立大学 Aさん



私立大学 Bさん



私立大学 Cさん



Bさん：では、事例を紹介させていただきます。上下肢と体幹の機能障害で電動車椅子利用の学生が入学し、通学支援、学内移動支援、生活介助等について申し出がありました。通学支援については、本学では行っていないことを説明し、これについては理解してもらいました。学内での移動支援と生活介助については、本人の希望もあって、学内でサポーターの募集をしたのですが、人が集まらず、ヘルパーを雇用しました。本人は、「ヘルパーさんに介助してもらっていると、他の学生と話す機会がなく、友達もできない」と言って、引き続き、学生による支援を希望しているのですが、現在のところ、対応できていません。

通学支援の現状と課題



ファシリテーター：ありがとうございます。従来、通学や生活に関する支援は、多くの大学等で、修学に直接関係しないから支援対象範囲ではないとされてきました。一方で、学生が地域の福祉サービスを利用しようとしても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が定める訪問介護等には、「通年かつ長期にわたる外出」には利用してはならないという制約があり、通

学はこれに該当するとして、支援を受けられませんでした。一部の大学等の独自の工夫や負担、自治体の裁量で行なわれる地域生活支援事業等によって支援を受けられる学生もいましたが、長年この問題は制度の空白と呼ばれ、課題とされてきた部分です。皆さんの大学ではどうされていますか。

Aさん：うちの大学にも電動車椅子利用で介助が必要な学生がいますが、入学が決まったときに相談を受けて、一緒に市の福祉課に相談に行きました。その相談支援専門員の方がとても頑張ってくださって、特例として市の福祉サービスが受けられるようになったので、通学と学内の介助にヘルパーを派遣してもらっています。



Cさん：うちの場合は、学内での移動や生活の介助は、職員や支援学生がやっています。通学については、大学ではできないことをお伝えしました。地域の支援も受けられなかったそうで、ご家族が車で送迎しています。

ファシリテーター：ありがとうございます。この問題については、平成30年度によやく厚生労働省の「重度訪問介護者の大学修学支援事業」によって、重度障害のある学生が支援を受けられる道が開かれたところです。



Bさん：それはどんな事業ですか。

ファシリテーター：訪問介護を受けている重度障害者が、大学等への通学支援や学内での生活介助を受けられるサービスです。詳しくは、今回の最後に、関連するウェブサイトをご紹介しますので、確認してみてください。通学や生活に関する支援が、大学等における合理的配慮の範疇かどうかについては意見の分かれるところですが、文部科学省の、障害のある学生の修学支援に関する検討会でも、「障害学生への支援として、大学等において考えるべき重要な課題」としており、大学として支援が難しい場合でも、障害学生が何らかの支援を受けられるようにコーディネートすることが求められています。Aさんのご紹介にあったように、地域の福祉サービスを受ける場合にキーパーソンとなるのは相談支援専門員です。大学等の支援担当者としては、こうしたキーパーソンと連携し、学生が支援を受けられるように手助けすることも重要です。

学内移動支援、生活介助



ファシリテーター：学内の移動支援や生活介助については、Bさんの大学ではヘルパーさんに委託しているということでしたが、Cさんの大学では職員や支援学生がやっているということですね。具体的にはどんな様子ですか。

Cさん：電動車椅子利用の学生がいるんですが、学内には、彼1人では開けられないドアもあって、移動のときにも一部支援が必要なのですが、これは同じ授業を履修している学生たちが自発的にやってくれています。学食を利用する際の食事介助などはある程度ノウハウがあるので、登録している支援学生を配置していて、トイレ介助については職員が対応しています。





ファシリテーター：なるほど。生活介助等は、内容にもよりますが、学生や職員が対応できない場合は、地域の福祉サービス等を活用することも視野に入れておきたい分野ですね。ただ、事例の学生のように、そのために孤立感を感じてしまっているとしたら、どうしたらいいでしょう。

Aさん：直接的な支援という形でなくても、交流会を開くとか、他の学生と親しむことのできる機会を設ければいいんじゃないでしょうか。そういう機会を増やしていけば、学内移動の際に自然と手を貸してくれる学生が現れたりするものですし、今は、入学したばかりで不安なんじゃないでしょうか。



ファシリテーター：そうですね。障害のある学生が孤立することのないように、他の学生と交流できる場を提供することも、障害学生支援の一環として考えていけるといいですね。学生の申し出内容を、そのまま配慮として提供できない場合でも、建設的対話を通じて、学生とよく話し合い、その申し出をした理由、つまりニーズの本質を理解できれば、別の形の配慮を提供することで、ニーズを満たすことができるかもしれません。それも合理的配慮の提供といえます。

では、次に、情報保障の課題に関する事例を紹介させていただきます。

情報保障の専門性



Aさん：はい、紹介させていただきます。聴覚障害のある学生が理系学部から大学院に進学したのですが、授業の内容がより専門的になったために、今まで配置していた学生ノートテイクでは、的確な情報保障ができないという状態になってしまったんですね。元々ノートテイクに登録しているのは文系の学生が多くて、理系学部でも募集はしたのですが、なかなか集まらなくて。今はどうしても間に合わないときは、学部の先生にお願いしているような状態です。

ファシリテーター：ありがとうございます。学部でも学年が上がるにつれて専門性が高くなり、情報保障が難しくなっていくという話はよく聞きます。皆さんの大学ではいかがですか。何か良い取組がありましたら、ご紹介ください。



Cさん：うちの大学でも、専門分野のノートテイクや手話通訳者の確保は課題ですね。その授業を履修した先輩学生やOBにお願いするくらいしか対応策がなくて、なかなか必要な人数を揃えられないのが現状です。

Bさん：うちの大学では、講義式の授業については、音声認識ソフトを活用しています。今、使っているソフトは、用語などをあらかじめ登録できるので、学生が所属する学部にも協力してもらって、講義で使われる専門用語などを登録して、より正確な変換ができるように、ソフトを学習させています。





ファシリテーター：ありがとうございます。支援機器だけでなく、既存のソフトや機器の中にも、障害学生支援に活用できるものがありますね。人的配置が難しい場合には、これらも視野に入れると、提供できる配慮の選択肢も広がります。地域の福祉サービスや支援団体、企業だけでなく、技術や機材もまた、活用できる社会資源です。学内だけでは解決できない問題も、社会資源を活用することで解決できるケースもあるので、こうした情報も支援担当者間で共有できるといいですね。

以上の点について、詳細は、「紛争の防止・解決等のための基礎知識（2）大学等における主な課題4-5」(52 ページ)でも解説しています。また、JASSO ウェブサイトでは、それぞれの基礎知識に加え、収集事例に関する講評も掲載していますので、是非、ご参照ください。

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/kiso/kiso2_4_5.html

障害のある学生が利用できる障害福祉サービスについては、以下の、厚生労働省「平成 29 年度障害者総合福祉推進事業_大学等に通学する重度障害者に対する支援体制構築の体系化成果報告書」が参考になります。

<http://www.normanet.ne.jp/~SIJ/pdf/support2017.pdf>

厚生労働省の「重度訪問介護者の大学修学支援事業」については、以下のウェブサイトでご確認ください。

<http://www.kaigoseido.net/topics/18/syugakusien.htm>

第7回 入学要件、受験生への配慮について



ファシリテーター

第7回は、新入生受入における対応について考えます。大学等は、受験、入学に関する対応においても、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」という2つの差別の問題について、検討する必要があります。このテーマについてワークショップ形式で検討します。参加者は、大学等の支援担当者です。

検討課題

- ◆ 教育の本質的な変更
- ◆ 過重な負担

参加者



国立大学 A さん



私立大学 B さん



私立大学 C さん



ファシリテーター：障害のある新入生を受け入れるにあたって、まず問題となるのは、いわゆる入学要件です。障害のあることを理由に入学を断ったり、入学者選抜において不合格にしたりすることは、「不当な差別的取扱い」に当たることは言うまでもありませんが、例えば、聴覚障害のある学生が外国語学部への入学を希望していて、受験前に、「聴覚障害があるため、リスニングはできない。受け入れてもらえるか、受け入れてもらえるとしたら、受験では、どのような支援をしてもらえるのか」と事前相談があったとします。大学としては、まず、どのように対応しますか？

教育の本質的な変更

A さん：まずは、リスニングの免除や代替措置が可能か、スピーキングはどうするのか、学部にご相談する必要がありますよね。外国語の場合、リスニングやスピーキングができないと単位取得ができないカリキュラムになっている場合が多いと思います。



B さん：うちの大学でも同じような事例がありました。学部からは、「代替措置、つまり、リスニングやスピーキング以外の手段で学ぶのでは教育目標の到達を保障できない」という回答がありました。学生にもそのように伝え、学生はその学部への進学を諦めました。

ファシリテーター：これは、その学部の教育理念に関わる問題ですね。もしも学生への配慮が、その学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの「本質」を変更してしまうことになるのであれば、学生にその配慮を提供できない理由について、客観的・具体的に説明する必要があります。その説明に整合性があれば、「正当な理由」があると認められるため、大学は「不当な差別的取扱い」をしたことにはなりません。ただし、それは、大学がカリキュラムの本質を変えない範囲で、合理的配慮を尽くした上での話です。つまり、その学部の教育目標を、リスニングやスピーキング以外の手段で学ぶ手段について、どのように検討されたのかということです。



Cさん：なるほど！確かに、英語のリスニングやスピーキングができないと英文科ではやっていけないような気がしてたけど、例えば英文学の研究者になるんだったら、読めて書ければ、話したり聞いたりできなくても良さそうですね。だとすると、その学部が、どう人材を育成しようとしているのか、何をもってその学部において学問を修めたと考えるのかということが、明確化されていることが必要ですね。職員の立場だと、先生に「教育目標に到達できない」なんて言われてしまうと「そうですか」って引き下がるしかない気がしてたけど、支援部署としては、「どうしてですか」って、具体的な説明を求める責任があるってことだなあ……。そういうことについて、アドミッション・ポリシーにちゃんと明文化してもらおうとか、今後は考えないといけないなあ。

ファシリテーター：これは、ほかにも、いろいろな学部、いろいろな障害種について、起きてくる問題ですね。例えば、視覚障害や肢体不自由の学生が、薬品を使用して授業中に実験をするような理系学部に入りたい、というケースがあります。この場合、視覚障害や肢体不自由があると学生本人及び周囲の安全が脅かされる、という一般的・抽象的な理由から入学を断れば、「不当な差別的取扱い」になります。つまり、まずは前提として、大学等には、学生本人及び周囲の安全を確保しながら実験に参加することができるように、合理的配慮を提供する義務があるのです。こうした合理的配慮についての検討を尽くさずに入学を断ることは、「不当な差別的取扱い」に当たります。



Bさん：それって、どこまでやれば「合理的配慮を尽くした」と言えるのが難しいんじゃないでしょうか。そういうケースって、学部からは「危険だから無理」って言われてしまうことが多いです。

過重な負担

ファシリテーター：例えば、JASSO が「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の合同ヒアリングで聴取した中に、心臓ペースメーカーを入れている学生が、強い電磁波を発生する実験が必要な学科に入学したケースについての報告がありました。このケースでは、支援担当者が学部の協力を得て、すべての実験機器の電磁波を計測して、その学生の主治医に相談したのですが、それだけでは判断できないと言われて、結局、ペースメーカーの製作会社に問い合わせ、その製作会社が、機器だけでなく、そ



の学生が立ち入る必要のあるすべての場所で、ペースメーカーに与える影響を計測して、その結果、電磁波の強さによってどのくらいの距離を保てば安全かが明確になり、学生はその学科で修学できることがわかったということでした。



Aさん： えらいなあ。普通の感覚だと、強力な電磁波を発生する実験をやるから、ペースメーカー入れてたら無理でしょって決めつけてしまいそうですよね。しかも、その結果、学生がその学科でやっていけることがわかったっていうんだから、本当にやってよかったって思えますよね。ちゃんとデータを集めてエビデンスを取る……、そうかあ、僕らの仕事って、ただ先生方を説得して回るんじゃないかって、きちんとした根拠を示して理解してもらうことが必要だったことですね。しかし、そこまでやるには費用的にもかなり大変なんじゃないですか。

ファシリテーター： このケースでは、その学生の高額医療費の検査料の枠内で賄えたので、大学負担はゼロだったそうですが、常にそういう形でできるわけではないでしょうね。例えば同じようなケースでも、そのままではペースメーカーに大きな影響があり、電磁波をシールドする等の大幅な施設改修が必要で、それが大学にとっては過重な負担になり、そこまでの配慮はできないという場合に、やむをえず学生の入学を断るのであれば、「正当な理由」があるため「不当な差別的取扱い」にはなりません。それが「正当な理由」と言えるほどの負担かどうか、という問題ですね。



Bさん： 障害によっても、学部によっても、いろいろなケースがありそうですね。うちの場合、学生が入学するまでは入試課と教務課が担当しているので、直接、そういうケースに対応したことはなくて、入試課や教務課から問い合わせが来たときに、うちで持ってる対応事例とかできる配慮について答えてるんですが、問い合わせ以前の段階で断っているケースとか、あるかもしれないですね。今後は、うちの部署も、事前相談の段階から関わっていったほうがいいのかもかもしれません。

ファシリテーター： ありがとうございます。新入生の受入や受験における配慮は、大学等にとって「同等の機会」提供の最初の一步ですから、とても重要です。障害学生支援部署だけでなく、入試や教務、学部等の教育部門等、全学的に共通した認識を持って臨む必要があります。一人ひとりの学生ときちんと向き合って、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」といった対応にならないよう、適切な対応をすることが望まれます。



以上の点について、詳細は、「紛争の防止・解決等のための基礎知識（1）大学等における基本的な考え方 1-2」(43 ページ)でも解説しています。また、JASSO ウェブサイトでは、それぞれの基礎知識に加え、収集事例に関する講評も掲載していますので、是非、ご参照ください。

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/kiso/kiso1_1_2.html

また、文中で紹介した合同ヒアリングでの聴取内容については、以下の報告をご参照ください。

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/__icsFiles/fieldfile/2018/08/06/report2016_2017.pdf

第8回 就職支援について



ファシリテーター

第8回は、就職支援をとりあげます。大学における支援の中心は、やはり教育や研究に関することになるとと思いますが、言うまでもなく高校等から大学への移行期や、就職等の社会への移行期にも支援の必要性が生じる場合があります。ただし、このような支援をどの程度大学としての責任で実施していくかについては、様々な考え方があるかもしれません。今回は、いくつかの大学の実務担当者によるワークショップ形式で就職支援について考えます。ワークショップの参加者は、いずれも大学等の障害学生支援の実務担当者です。

検討課題

- ◆ 就職活動は大学としての支援の対象となるか
- ◆ 移行支援という視点
- ◆ 学外の社会資源

参加者紹介



国立大学 Aさん



私立大学 Bさん



私立大学 Cさん

就職活動は大学としての支援の対象となるか



Bさん： 本学には様々な障害のある学生がいます。障害の種別や程度によって、就職支援の必要性は大きく異なっているのが現状です。一方で、支援が必要となる場合に、どこまで支援をするべきなのか、つまり大学としてどこまで責任を持つ必要があるのかという点で、色々な意見が出ています。

Cさん： 本学では具体的な話として、就職活動に関するセミナーでの事例がありました。聴覚障害のある学生がいて、その学生は普段の授業等でノートテイク支援を利用していたので、そのセミナーでもノートテイク支援をしてほしいというものでした。その時は、実際にノートテイク支援を行なったのですが、学内からは授業ではない場面でも支援が必要なのかという点について、ネガティブな意見があったのも事実です。





ファシリテーター：ありがとうございます。現時点では、教育・研究上の支援も十分ではない大学も少なくないと思います。そのなかで、就職活動に関することなどでもニーズが出てくると、学内では色々な意見が出てくるかもしれませんね。

Aさん：本学では、例えば就職に関する個別相談やエントリーシート作成の講座では合理的配慮をしたことがありますが、大規模のセミナーや企業を集めての説明会等では、十分な配慮ができていないという実態があります。個人的には、そこも対象に入るような気がするのですが、どのように考えれば良いかははっきりとしたコンセンサスがありません。



ファシリテーター：合理的配慮にはどこまでを配慮の対象とするのかということ判断するためのポイントがいくつかあります。そのひとつに「本来業務付随」というものがあるのですが、これは、それぞれの事業体、つまり大学等の組織の本来の業務と言えれば、合理的配慮の対象となり得る、という考え方です。この場合、就職活動に関する支援が本来の業務といえるかどうかということが出発点になると思いますが、現在、多くの大学のミッションやポリシーとしては、やはり学生を社会に接続しているということやうたっていることがほとんどではないかと思います。だからこそ、就職支援のための部署や窓口が設置されているわけですし、学生のために必要な機会と位置づけているからこそ、就職活動に関する相談やセミナーを実施するということになります。そう考えると、このような機会においても障害学生に合理的配慮を提供するというのは当然のことと考えられます。学生一般の権利として存在しているものは、障害学生の権利でもあるという当たり前のことですね。

Aさん：ただ、障害学生自身が就職活動において支援を求めても良いということを知らないこともあるように思います。または、自ら遠慮しているようなこともあるかもしれません。



ファシリテーター：そうですね。教育・研究上の支援も同じですが、合理的配慮については十分な周知が必要だと思います。合理的配慮を申し出て良いということをしっかり明示（情報公開）しておくことで、障害学生の意思の表明を後押しできるかもしれません。また、そのことを関連する教職員が十分に理解しておくことも大切ですね。



Bさん：一方で、就職活動のことまで支援の対象となると、いわゆる過重な負担ではないかという意見も出てきそうな気がします。その点はどのように考えれば良いのでしょうか。



ファシリテーター：どのような配慮でも、全く何もやっていなかった状況と比べれば、それまでとは異なる何らかの影響が出ることは当然で、時にそれを負担という言葉で呼んでしまうかもしれません。ただ、障害学生支援というのは、本来であれば教育機関としてのインフラ的な機能として位置づけられるべきもので、これまでそれが十分ではなかったという事実を受け止める必要があります。つまり、これまでやっていなかったことだから、又は新しいことだからということではなく、必要だけできていなかったことだと考える必要があるのです。あくまで、オプションとしてのサービスでなく、教育機関で様々な事業を行なう上での前提ということですね。



Cさん：なるほど。それでは、障害学生が企業の主催する説明会や実際に面接を受ける際の配慮については、どのように考えれば良いですか。



ファシリテーター：それは、やはり企業側に申し出ていく必要があるでしょう。企業のほうもそのような対応に慣れていないということがあるかもしれませんが、採用活動は企業側の本来業務でもあるわけなので、企業側に対応を求めていくことが出来る部分です。



移行支援という視点



ファシリテーター：ただ、企業側に配慮を求めていくにあたって、大切なポイントがあると思います。例えば、障害学生がどのように自分のことを企業に伝えていくのかという部分については、事前に相談しておくとも良いかもしれません。場合によっては、普段の授業ではこのような支援を利用していますということや、障害の影響で難しいことについてもこのような方法であれば可能です、ということ伝えていくことで、企業側との対話もスムーズに進むでしょう。

Aさん：そういうことは、やはり障害学生向けのセミナーをひらいたりして、対応するのが良いのでしょうか。



ファシリテーター：もちろん、そのようなセミナーなどで対応することもひとつの方法ですが、特別な機会を作るということ以外にも方法はあります。例えば、普段の授業等の相談や支援を進めるなかでも、社会を見据えた関わりを常に意識しておくことで、学生がそのような力を付けていけるかもしれません。これは中長期的な移行支援という視点ですね。就職活動の支援は一定の時期だけの支援のように見えますが、やはり、実際にその時期に入るまでにどのような経緯があったのかという点はとても大切だと思います。



Cさん：なるほど。普段の関わりのなかでも社会への移行を意識しておくことで、それ自体が就職活動にも繋がっていくという部分があるということですね。そういう意味では、低学年のときからそのようなアプローチをしていく必要がありそうですね。



学外の社会資源



Bさん：本学では、支援機関の方にご協力いただいたケースもあります。本学の場合は、障害に関してそれほど高い知識をもったスタッフがいなかったため、とても助かりました。

ファシリテーター：そうですね、是非必要に応じて地域の支援機関等とも連携してもらおうと思います。地域ごとにどの程度対応できるかなど、多少の違いはあると思いますが、現在では大学に在籍しながらも利用できる学外の支援やサービスがあります。もし、どのような地域資源があるかわからないことがあれば、自治体にたずねてみるのも良いでしょう。





Cさん：そういう発想はあまり持っていませんでした。例えば、うまく就職が決まらなかった障害学生のための支援機関などもあるのですか。

ファシリテーター：もちろんあります。これも少し地域差があると思いますが、新卒応援ハローワークや似たような機能をもった窓口を自治体で設置していることもありますし、今では就労移行支援というものを

実施している支援機関も増えています。ただ、就労移行支援機関もどこでも良いというわけではなく、その学生のニーズにあった機関を探すということは支援が必要な部分かもしれません。



いかがでしたか。就職支援については、まずそのような支援自体が大学として行なうべき合理的配慮の対象として十分考えられるということ、また、就職活動の支援は短期的なサポートだけでなく中長期的な移行支援という視点が大切になると思います。さらに、大学だけで全ての支援を考えるのではなく、地域の支援機関等や場合によっては企業側との連携・協力により、より良い対応を進められるのではないのでしょうか。

以上の点について、詳細は、「紛争の防止・解決等のための基礎知識（2）大学等における主な課題 2-3」(50 ページ)でも解説しています。また、JASSO ウェブサイトでは、それぞれの基礎知識に加え、収集事例に関する講評も掲載していますので、是非、ご参照ください。

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaijitsu/kiso/kiso2_2_3.html

第9回 テクニカル・スタンダードについて



講師

障害のある学生が大学等に入学したものの、修学における基準（ディプロマ・ポリシーやアドミッション・ポリシーだけではわからない、より詳細な能力要件）が、前以って明確にされていなかったために、後になって、単位や資格の取得が難しいことや、大学等に配慮できる体制がないことがわかったり、どのように配慮を行なうかの調整が難航することがあります。こうした詳細な基準を明示したものが、「テクニカル・スタンダード」です。今回は、私のところに相談に見えた支援担当者の話から、合理的配慮の提供における、「テクニカル・スタンダード」について考えます。

検討課題

- ◆ テクニカル・スタンダードとは
- ◆ テクニカル・スタンダードの策定
- ◆ 合理的配慮の提供における役割

登場人物紹介



支援担当者 A さん



医学生 B 君



指導教員 C 先生

テクニカル・スタンダードとは



講師

A さんのご相談は、医学部に所属する肢体不自由の学生 B 君が、OSCE（※1）を受験するにあたっての合理的配慮の提供についてです。OSCE とは客観的臨床能力試験のことで、医学部等、医療系専攻の学生は、この試験に合格することが臨床実習に進むための条件の一つになっています。B 君は、片手に麻痺があるため、基本的臨床手技という項目の中に、できないことがあることがわかりました。そこで、A さんは、B 君の指導教員である C 先生に配慮依頼をしたのですが……。



A さん：先生もご存知とは思いますが、B 君は片手に麻痺があって、自分ひとりではできないことがあります。OSCE 試験での配慮をお願いしたいのですが、どのような配慮が可能でしょうか。

C 先生：配慮って言われてもねえ、OSCE は共用試験だから、内容を変えたり評価基準を変えたりすることはできないよ。それに、医者として必要な手技を誰かが手助けするか、しなくても合格させる



というのは、医学部としての教育の本質に抵触するだろう。それは、合理的配慮とは言わないんじゃないの。



講師：上のやりとりを見て、皆さんはどう思われますか。B君は、医学部に入学し、座学の講座での学習も無事に修めたのですが、いざ実技というところで壁にぶつかってしまいました。国は、障害を理由とする差別の解消に関する基本方針の中で、「合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある」としています。C先生は、B君ができない手技に対して配慮を提供することは、医学部の教育の本質的な変更になるんじゃないかとおっしゃっているわけです。

Aさん：でも、それではB君は、せっかく入学して、これまで一生懸命勉強してきたのに、病院実習に行くこともできないし、医師免許を取ることできないんじゃないでしょうか。だとしたら、医学部に入学したことがそもそも間違いだったということなんですか。



講師：さて、ここでポイントになるのが、今回のテーマ「テクニカル・スタンダード」です。「テクニカル・スタンダード」は、米国の大学で使われている言葉です。日本語では定訳がありませんが、「技術基準」と訳すことができそうです。米国の大学で使われる「テクニカル・スタンダード」とは、日本で言うところのディプロマ・ポリシーやアドミッション・ポリシーよりも、もっと詳細な要件を明示したものです。例えば、「看護師になるためのプログラムのテクニカル・スタンダード」や、「教師になるためのプログラムのテクニカル・スタンダード」のように、特に職業や資格に関連したプログラム（メジャー）で作られていることが多いものです。求められる技術的な基準を満たしているかどうかを、「〇〇を行なうことができる」、「〇〇を身につけている」のように、明示的に示しています。例えば看護師の「テクニカル・スタンダード」を示したものの中には、「患者にシンパシーを示すことができる」とか、「長時間勤務することができる」という項目が書いてあるものを目にしたこともあります。

ただし、注意しなくてはならないのは、米国の「テクニカル・スタンダード」は、欠格条項とは異なるということです。「テクニカル・スタンダード」を満たしているかどうかを検討する際には、必ず合理的配慮の提供を考慮することが前提とされています。臨床実習等では、実習の現場に、安全で効果的な医療看護を必要としている患者がいます。そのため、そこでの業務遂行に本質的に必要とされている基準が「テクニカル・スタンダード」として言語化・構造化されています。しかし、安易に障害を理由として、「テクニカル・スタンダード」を特定の学生が満たしていない、と判断されることはありません。米国では全盲や、ろう、肢体不自由のある看護師が病院で働いている事例があることから明らかですね。

Aさん：なるほど。B君の場合も、C先生のように「必要な手技を誰かが手助けするとか、しなくても合格させるというのは、医学部としての教育の本質に抵触する」といった抽象的な意見ではなく、医学部の特定のコースで、詳細な「テクニカル・スタンダード」がもしあれば、その要件を満たすために必要な合理的配慮について検討することができますね。配



慮があることでB君がその「テクニカル・スタンダード」を満たせるのかどうかを、具体的な基準を土台にして、本人や教員が対話することができるわけですね。

テクニカル・スタンダードの策定



講師：「テクニカル・スタンダード」は、医療系の分野だけに必要だというわけではありません。例えば、上肢麻痺の学生がJABEE認定（※2）の工学部に入学するとき、聴覚障害の学生がリスニングやスピーキングを必須とする外国語学部に入學するときなど、様々な学科・専攻でも、障害のある学生が進路を選択するときの判断基準になったり、入学後に合理的配慮を提供するときの検討材料になったりします。その意味で、すべての学科・専攻にとって有用なものです。

Aさん：なるほど。では、学科や専攻ごとに「テクニカル・スタンダード」について議論しておく必要があるということですね。でも、それをするのは、私たち支援担当者ではなく、学科や専攻を担当される先生方ですよ。私たちには、それぞれの学科や専攻の専門的なことはわかりませんし。



講師：そうですね。「テクニカル・スタンダード」は、まさに、その学科やコースの教育における具体的な到達目標や評価基準ですから、教員でなければこれを策定することはできません。しかし、それが合理的配慮を提供する上での柔軟性を持たない、欠格条項的なものになってしまうようにすることも重要です。そこで、障害学生支援の専門性のある担当者が、それぞれの学科や専攻と連携して、障害学生支援の視点を入れた「テクニカル・スタンダード」を策定していただけるように協力していくことができます。それは障害学生支援部署の重要な役割だと思います。実際に米国でも、そのような形で「テクニカル・スタンダード」をつくっていくことになっている大学が少なくないようです。

日本では、「ルールは守るもの」という考え方が強く、「例外は認められない」となりがちです。このため、学科や専攻の教員だけで「テクニカル・スタンダード」の策定にあたった場合、障害のある学生を排除するような記述となってしまう可能性があります。米国では、合理的配慮の妥当性について、過去の判例を参考にしながら、個々の事例でケースバイケースに決定していきます。そこでのルールは、単に従うべきものというよりは、ある特定の状況で、意思決定にいたるまで、関係者が公正に議論したり、交渉したりするための土台として使われます。土台がおかしければ、それを変更することも必要です。そうして社会全体で、社会参加の公平性についての共通理解を作り上げていくわけですね。「テクニカル・スタンダード」を言語化、明文化していく過程では、排除のためのルールにならないように注意して、教育の機会を公平に保障するためのツールとしていくことが重要です。

Aさん：そうやってできた「テクニカル・スタンダード」を、学校のウェブサイトで公開しておけば、入学を希望する高校生の皆さんが進路を選択するためにも、とても有益な情報になりますね。日本では「テクニカル・スタンダード」という言葉が根付くかどうかはまだわかりませんが、そのような性質の情報が公開されているといいなと思います。



合理的配慮の提供における役割



講師：また、「テクニカル・スタンダード」は、合理的配慮の提供を円滑に進めることにもつながります。「テクニカル・スタンダード」は、障害学生から合理的配慮の申し出があった場合に参照する、何を持って合理的とするかを考えるための基準になるからです。教育の本質を変更することなく、学生のニーズを満たすためには、どのような配慮を提供すればいいのか、学生との建設的対話を進めるにあたっては、教員への配慮依頼を行なうにあたっては、「テクニカル・スタンダード」に照らして検討していけば良いのです。学生と話すときは、「テクニカル・スタンダードには、『〇〇が遂行できること』と書かれていますが、例えばどんな配慮があれば、それが達成できると思いますか？」のように、学生と対話を進めることができます。教員と話すときには、「テクニカル・スタンダードには、『〇〇が遂行できること』と書かれていますが、それは他の学生と全く同じ方法でないと認められないのでしょうか？その本質は〇〇という方法でも充足できるのではと思いますが、どうでしょうか？」と対話することができます。実際のところ、教員ひとりひとりの講義の単位認定と、「テクニカル・スタンダード」が常に関係するわけではありません。しかし、必修単位とされている講義で、どこまでの範囲で配慮を認めることができるのかを検討する上で、関係者間の議論や交渉を助けるものになるでしょう。



いかがでしたか。ちなみに OSCE では補助者の配置など、合理的配慮を利用して合格している例もありますし、配慮内容について共用試験機構と相談することも可能です。できれば、入学前等、できるだけ早い段階で、こうした見通しをつけておけるといいですね。

「テクニカル・スタンダード」が何故必要なのか、また、合理的配慮の提供について協議、決定する際に、どのように役立てれば良いのか、今回の内容が参考になれば幸いです。また、こうした考え方については、支援部署だけでなく、学科や専攻の担当教員や教育部門全体、学校全体で理解していただけるよう、働きかけていくことも重要です。

※1：OSCE＝客観的臨床能力試験。医学部、歯学部、薬学部6年制課程、獣医学部の学生が臨床実習に上がる前に、この試験とCBT(薬学の実務実習を行なうために必要な知識、態度を評価する共用試験)の2つに合格することが、臨床実習に進むための条件となる。

※2：JABEE認定＝工学・農学・理学系の学科やコースの技術者育成教育プログラムに関する認定基準で、「技術者に必要な知識と能力」「社会の要求水準」等、技術者教育認定の世界的枠組みであるワシントン協定等に準拠している。

以上の点について、詳細は、以下の「紛争の防止・解決等のための基礎知識（2）大学等における主な課題1」（49ページ）でも解説しています。また、JASSOウェブサイトでは、それぞれの基礎知識に加え、収集事例に関する講評も掲載していますので、是非、ご参照ください。

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/kiso/ki-so2_1.html

第10回 支援体制の整備について



ファシリテーター

第10回は、支援体制の整備をとりあげます。障害のある学生への修学支援は、学生の状態や環境によって個別的で多様なものであると思いますが、そのような支援を進めるためには、学内においてある程度の支援体制があることが必要となるでしょう。ただし、支援体制の整備にあたっては、各大学の規模や状況によっても異なる部分もあるでしょう。今回は、いくつかの大学の実務担当者によるワークショップ形式で、大学における支援体制について考えます。

検討課題

- ◆ 組織的な対応の重要性
- ◆ 支援部署と専門担当者
- ◆ ネットワークの活用

登場人物紹介



国立大学 Aさん



私立大学 Bさん



私立大学 Cさん

組織的な対応の重要性



ファシリテーター：障害学生の支援というのは、なにも授業や試験だけにとどまらず、心理的な悩みをはじめ、学生生活全般が対象になるでしょう。学生の困りごとによって、保健診療の窓口や学生相談の窓口なども相談をうける部署になると思いますが、ここでは、授業や試験での合理的配慮に関する支援体制について話し合う機会にしたいと思います。



Bさん：本学では、まだ支援体制がありません。小規模の大学ということもありますが、これまで障害学生はほとんどいなかったということも影響していると思います。ただ、4月から視覚障害のある新生が入学することが決まっていて、支援体制を整備する必要性が生じています。

Cさん：本学は以前から支援体制をもっています。もう10年くらいになりますが、年々障害学生のニーズも増えてきて、それに伴って何度か組織改編もしていますし、特に障害者差別解消法の施行をきっかけに、もう少しきちんとしたシステムをつくらなければいけない、という状況になっています。





Aさん：本学でも最近になって支援体制を整備しました。本学は国立大学なので、差別解消法が施行した際に教職員の対応要領を作りました。支援体制そのものはまだ十分ではないと思いますが、とりあえず、規程がひとつできたというのは組織としてそれなりにインパクトがあります。

Cさん：本学は私立大学ですが、今おっしゃった対応要領のようなものの必要性を感じ始めていますね。やはり、教職員全体の意識の差というものは少なからずありますので、特に合理的配慮を提供していくための基本的な理念やシステムについて学内のルールを整備しておきたいというところです。



ファシリテーター：確かに、障害学生支援の支援体制を考える際には、規程もそのひとつになりそうですね。もちろん、障害学生に対する実質的な支援を良くしていくことが大切なのですが、障害学生支援は組織的なものでもあるので、教職員の間で共通認識をもつことは重要になってきます。規程をつくるということは、そのような状況を生み出すための一つの方法といえますね。

Bさん：規程というところまでは全然考えていませんでした。やはり、そういうことから始めたほうが良いでしょうか。



ファシリテーター：規程をつくることは大切です。障害者差別解消法に関する対応要領の策定は、国立大学等では法的義務とされていますが、文部科学省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会」二次まとめでも、「これらの要領の作成・公表は公立大学等においても努力義務となっており、私立大学等においても、公的な性格を持つ教育機関という位置づけに鑑み、

国立大学等と同様の対応が望まれる。また、これらの職員対応要領は所属の職員が遵守すべき服務規律の一環として定められるものであるが、これに限らず、障害のある学生への支援についての姿勢・方針、関連する様々なルールの作成・公表が望まれる」としています。また、「障害のある学生が、大学等から不当な差別的取扱いを受けていると考えた場合、また合理的配慮を含む障害のある学生への支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合に備え、大学等は、本人からの不服申立てを受理し、紛争解決のための調整を行なう学内組織を整備することが望ましい」ともして、規程の中には、紛争解決のための仕組みについても触れておくことが大切です。ただし、必ずしも規程がないと支援ができないわけではありません。むしろ、仕組みがちゃんと整っていないからという理由で、支援が足踏みしてしまうことは避ける必要があるでしょう。目の前に学生がいる以上、大学としての支援体制が整っているかないかではなく、学生が教育を受ける権利を保障するために合理的配慮の提供を考えていく必要があります。障害学生支援は、本来、教育機関にとって必要となるインフラ的な機能という言い方ができますね。

Bさん：なるほど。その認識は大切になりそうです。視覚障害のある方が入学するということが決まったときも、学内で色々な意見があったのも事実です。もちろん、前向きに支援を考えていこうということにはなったのですが、実は本人と話をしていると、必要な支援の内容が少し専門的で、専門的なノウハウのない本学としては、その点で頭を悩ませています。



支援部署と専門担当者



Cさん：本学では障害学生支援のための専門部署を設置していて、そこにはコーディネーターを配置しています。学生の相談はもちろん、ノートテイクを行なうサポート学生の調整などが主な仕事ですね。やはり、通常の事務作業とは異なり、障害に関する知識などが必要になるので、専門の担当者がいることは心強いです。

Bさん：専門のコーディネーターを配置されているんですね。本学は小規模の大学なので、最初からそのようにするのは難しそうですが、やはり専門性のある方が必要になるでしょうか。



ファシリテーター：もちろん、障害に関する知識やノウハウをもつスタッフ配置されていることは望ましい形だと思いますが、確かにすぐにそのような体制を作っていくということは難しいかもしれません。ただ、障害学生がどこで相談すれば良いのか、誰に支援を求めれば良いのかということは明確にしておく必要があり、そのことを学生達にわかる形で周知しておくことが大切です。その上で、支援体制として重要になるのは、学内における合理的配慮の提供について、学生からの申し出の受付や配慮内容が決定されるプロセス、また実施される配慮のモニタリング等、支援全般の状況を把握・コントロールできる状況にしておくことだと思います。これは、大学の規模や経験値などにかかわらず必要になってくると思います。



Aさん：本学でも支援部署を設置して、コーディネーターを配置しましたが、少し問題が生じています。実は、支援部署ができたことによって、障害学生の支援はその部署任せというような雰囲気になってしまっているのです。ニーズも増えてきているので、この状況だと支援部署としての負担が大きくなってしまいます。

ファシリテーター：それはよくないですね。もちろん、支援部署の人員配置などが、その大学の規模に見合っているものなのかは十分に検討する必要がありますが、いずれにしても支援部署任せになってしまうということについては、組織として改善する必要があるでしょう。そのためにも、合理的配慮の申請や決定のプロセスで、どこにそのような対応の責任があるのかなどを明確にしておくことが必要になるかもしれません。これは、システムだけでなく、規程等が果たす役割でもあるかもしれませんね。また、当然ですが、教職員が共通認識をもてるように、研修などを実施することも大切です。

Cさん：コーディネーターの存在は本当に心強いですが、一方でそのような専門的な人材を有期雇用で配置しているという現状があって、支援体制の安定性という面が課題になっています。もちろん、引き継ぎ等を行なっていくわけですが、新しく配置された方が必ずしも大学のなかでの支援というものを理解しているわけではなく、また、障害学生との信頼感・関係性という側面でもやや懸念があるのが事実です。



ファシリテーター：障害学生支援のコーディネーターは、障害に関する知識やスキルだけでなく、関連する法制度等の社会的動向の理解、また、それぞれの大学の文化や仕組みを理解した上でケースワークが求められます。仮に、他の大学でコーディネーターの経験があったとしても、新しい大学でその経験をそのままいかせるとは限りません。大学組織としては、その大学に合ったコーディネーターを育てていく、そして安定的に力を発揮できる

ような位置づけにしていくが必要になると思います。何より、それが障害学生のためにもなることでもあると思います。

Bさん：なるほど。今は専門の担当者がいませんが、少なくとも障害学生が支援をどのように申し出れば良いのか、誰に相談すれば良いのかなどは、きちんと決めておきたいと思います。また、対応のノウハウがその場限りにならないように、学内で蓄積していけるような体制を考えてみたいと思います。



ネットワークの活用



ファシリテーター：現時点では、それぞれの大学において、様々な障害種別に関する支援のノウハウがあるわけではないと思います。そのときに重要になるのが、ネットワークの活用です。具体的には、近隣の大学間や少し広域の地域の大学間で障害学生支援に関する情報交換などができるようになっていると良いですね。その他にも、障害種別によっては地域に専門の機関があることもあるでしょう。

Cさん：本学のある地域では、以前から障害学生支援の担当者が集まる懇談会が実施されてきました。他大学の状況を知ることができますし、何より本学では対応したことのない事例について、すでにノウハウをもっている大学から対応方法を教えてもらうことは、とても有り難いです。



Aさん：本学のある地域でも、最近そのような話が出てきました。ただ、本学はあまり経験があるわけではないので、参加しようか迷っていたのですが、今後は積極的に参加してみようと思います。

Bさん：本学でも地域のネットワークを探してみたいと思います。地域以外にも、障害種別のネットワークや全国的な研修などもあるのでしょうか。



ファシリテーター：もちろん様々なネットワークがあるので、是非利用してみてください。例えば、聴覚障害の関係だと PEPNet-Japan がありますし、全国的な研修であれば JASSO も様々なセミナー等を開催しています。また、障害学生支援の実践や最新の動向を知る機会としては、AHEAD JAPAN の活動などにも参加してみると良いかもしれませんね。もちろん、他にも様々なネットワークがあります。障害学生のためにも学内にあるノウハウだけで対応するというのは勿体ないので、是非、ネットワークの活用も考えてください。

以上の点について、詳細は、「紛争の防止・解決等のための基礎知識（1）大学等における基本的な考え方5」(46ページ)でも解説しています。また、JASSOウェブサイトでは、それぞれの基礎知識に加え、収集事例に関する講評も掲載していますので、是非、ご参照ください。

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/kiso/ki-so1_5.html

紛争の防止・解決等のための基礎知識

(1) 大学等における基本的な考え方

1. 対象となる「障害のある学生」とは

【学生とは】

我が国における大学等に入学を希望する者及び在籍する学生。学生には、科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含まれます（「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（以下、「第一次まとめ」、「第二次まとめ」））。

【障害のある学生（以下、障害学生）とは】

障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生（「第一次まとめ」、「第二次まとめ」）。ここでいう障害は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」を意味します。「その他の心身の機能の障害」には難病に起因する障害などが含まれます。また、「継続的に」には、断続的に又は周期的に相当な制限を受ける状態にあるものも含まれます（平成24年版『障害者白書』）。

【社会モデル】

障害学生の定義は、障害学生が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を取り入れています。社会的障壁を除去するための手段のひとつが合理的配慮の提供です（平成24年版『障害者白書』、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」、「第二次まとめ」）。

【障害学生以外の障害者】

「第二次まとめ」は次のように記しています。「障害者差別解消法等において、大学等に不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮等の提供が求められている障害者の範囲は、例えば、障害学生以外の、大学等が主催するシンポジウムや学会への参加者、附属学校に在籍する児童生徒、病院等の附属施設への訪問者等も含まれ、本検討会の対象範囲よりも広がっている。このため、実際には本まとめの内容よりも広い範囲での対応が求められることに十分留意することが必要である。」

2. 対象となる学生の活動の範囲

【教育に関する事項】

入学、学級編成、転学、除籍、復学、卒業 授業、課外授業、学校行事への参加等

【学生の活動や生活面に関する事項】

通学、学内介助（食事、トイレ等）等

3. 不当な差別的取扱いとは

【不当な差別的取扱い】

障害のある学生（以下、障害学生）に対して、正当な理由なく、障害を理由として、

- ・財・サービスや各種機会の提供を拒否する、
- ・財・サービスや各種機会の提供に当たって場所・時間帯などを制限する、又は
- ・障害のない学生に対しては付さない条件を付ける

（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」）、「第二次まとめ」）

【不当な差別的取扱いが禁止される場面】

不当な差別的取扱いは、入学前相談、入試、授業・ゼミ・研究室の選択、試験、評価、単位認定、実習・留学・インターンシップ・課外活動への参加等、修学や学生生活のあらゆる場面で発生する可能性があります（「第二次まとめ」）。

【「不当な」の意味】

「不当な」というのは、当該取扱いに正当な理由がある場合には、本法（障害者差別解消法）により禁止される不当な差別的取扱いには該当しないとの意味内容をもった文言です（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q & A集〈地方公共団体向け〉」）。

【正当な理由の判断】

正当な理由に相当するのは、障害学生に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行なわれたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です（「基本方針」）。

正当な理由に相当するかどうかは、個別の事案ごとに、障害学生や大学等や第三者の権利利益（*）の観点から総合的・客観的に判断します。事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由に基づく対応は適当ではありません（「基本方針」、「第二次まとめ」）。

大学等は、「正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい」でしょう（「基本方針」）。

* 権利利益の例：安全の確保、財産の保全、教育の目的・内容・評価の維持、損害発生の防止等

4.合理的配慮とは

【合理的配慮】

- ・障害のある学生が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が行なう必要かつ適当な変更・調整で、
- ・大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、かつ、
- ・大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担（以下、過重な負担）を課さないもの
（「第一次まとめ」「第二次まとめ」）

【合理的配慮の対象事項】

合理的配慮は、教育に関する事項（入学、学級編成、転学、除籍、復学、卒業 授業、課外授業、学校行事への参加等）のみならず、学生の活動や生活面に関する事項（通学、学内介助（食事、トイレ等）等）に関しても提供されなければなりません。

【過重な負担の有無】

大学等は、ある配慮が過重な負担となるか否かは、個別の事案ごとに、以下の諸要素を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断します（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」））。

- ・事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ・実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ・費用・負担の程度
- ・事務・事業規模
- ・財政・財務状況

大学等は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましく、他の実現可能な措置を検討・提案する必要があります（「基本方針」、「第二次まとめ」）。

【本来業務付随、同等の機会、本質変更不可】

以下の3つの要素は、過重負担の文脈において判断されるべきであるか、あるいは過重負担の文脈とは独立して判断されるべきか定かではありませんが、いずれにしても、ある配慮が合理的配慮だといえるた

めには、これらの要素も満たす必要があります（「基本方針」）。

- ・本来業務付随（事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること）
- ・同等の機会（障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること）
- ・本質変更不可（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと）

【性別と年齢】

障害者差別解消法は、「障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて」合理的配慮を提供しなければならない、と定めています。合理的配慮を提供する際には、障害の状態に加えて、性別や年齢を考慮に入れることも必要です。

5. 体制の整備

「二次まとめ」では、大学等における実施体制として、以下の3点を挙げています。

1. 事前的改善措置、2. 学内規程、3. 相談体制の整備

【事前的改善措置】

不特定多数の障害学生のニーズを念頭に、予め、施設・設備のバリアフリー化や、学内規程、組織等を含むハード面・ソフト面での環境の整備を行なうこと

【学内規程】

国立大学・国立高等専門学校——国等職員対応要領の策定・公表（法的義務）

公私立大学等——同様の要領の作成・公表が望まれる（公立大学は努力義務）

これに限らず、障害学生の受入れ姿勢・方針を始めとする障害学生支援に関する様々なルールの作成・公表が望まれます。

【相談体制の整備】

1. 委員会——大学等における障害学生支援に関する意思決定を行なう機関
2. 障害学生支援室等の専門部署・相談窓口——支援の申し出や問合せに一元的に対応する部署・窓口
3. 専任の教職員——障害学生支援を主な職務とする専門性のある教職員やコーディネーター、カウンセラー、手話通訳等の専門技術を有する支援者等
4. 第三者組織——障害学生と大学等の中で提供する支援の内容の決定が困難な場合に、第三者的視点に立ち調整を行なう組織

6. 合理的配慮内容の決定手順

「二次まとめ」では、合理的配慮内容の決定手順を以下のように示しています。

1. 障害学生からの申し出
2. 障害学生と大学等による建設的対話
3. 合理的配慮内容の決定
4. 決定された内容のモニタリング

【意思の表明】

原則として、障害学生本人から意思の表明（申し出）があった場合に、合理的配慮を行いません。申し出はなくとも当該学生が必要としていることが明白な場合、以下のように努めることも必要です。

- ・適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかける
- ・日頃から学生個々の（障害）特性やニーズの把握に努める
- ・障害学生自ら必要な申し出ができるようになるよう促す

【根拠資料】

原則として、申し出には根拠資料の提出が必要です。根拠資料は、個々の学生の障害の状況を適切に把握するためのものです。

- ・障害者手帳の種別・等級・区分認定
- ・適切な医学的診断基準に基づいた診断書
- ・神経心理学的検査の結果、学内外の専門家の所見
- ・高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等

障害の内容によって根拠資料の提出が困難な場合があることにも留意する必要があります。その場合は、以下のように努めることも必要です。

- ・障害学生が根拠資料を取得する上での支援を行なう
- ・建設的対話等を通じ必要性が明白な場合は、資料の有無に関わらず合理的配慮の提供について検討する

【建設的対話】

合理的配慮の内容は、障害学生と大学等が建設的対話を行なって決定します。

建設的対話においては、障害学生本人の意思決定を重視し、本人の意思確認が不在のまま一方的に合理的配慮内容の決定が行なわれることは避ける必要があります。

また、障害学生が高等専門学校生等（後期中等教育段階）の場合は、必要に応じて保護者等から意見を聴取します。

内容の決定の際の留意事項

合理的配慮の内容を決定するにあたっては、教育の目的・内容・評価の本質を変えず、過重な負担にならない範囲で、教育の提供の方法を変更することに留意します。

【モニタリング】

合理的配慮内容の妥当性やその後の状況把握のためにモニタリングを行ない、必要に応じて内容の調整を行なうことも重要です。

7. 紛争解決のための第三者組織

【第三者組織】

第三者組織とは、障害学生が、大学等から不当な差別的取扱いを受けていると考えたり、合理的配慮を含む障害学生支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合に、障害学生支援を行なう部署や委員会等に対して、中立的な立場で調停ができる学内組織です。

障害のある当事者が委員として参加していることが望ましいとされています。

学外の相談・調停窓口

文部科学省高等教育局、法務省人権擁護局、障害者差別解消支援地域協議会等

学内に第三者組織が整備されていない場合や、第三者組織でも調停ができなかった場合、障害学生は、障害者差別解消法に基づき、学外の相談・調停窓口、紛争解決のための相談を行なうことができます。大学等は、こうした権利保障に関する学外の相談窓口の存在を障害学生に周知することも必要です。

8. 意識啓発・理解促進

【心のバリアフリー】

- ・障害学生へのハラスメントは障害や関連の制度への理解不足から生じるということの意識の徹底
- ・学内のものに留まらず、外部の研修等の機会を積極的に活用する

○日本学生支援機構のセミナー、研修会等

http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/event/index.html

障害学生自らが合理的配慮の提供を含む正当な権利を主張できるようにする

- ・障害学生への関連情報の提供
- ・自己選択・決定の機会の提供

・自己選択・決定能力向上の場の提供
支援学生への研修
障害のない学生を含めた学生全体の障害への理解促進のための取組の実施

9. 情報公開

学内規程、相談窓口の整備、支援に関する大学の考え方や取組を積極的に公開する

【個人情報保護】

障害学生支援に関する情報は、障害学生の個人情報に配慮した範囲内で、積極的に公開します。

【アクセシビリティ】

公開の際には、情報のアクセシビリティに配慮することも重要です。

(2) 大学等における主な課題

1. 教育方法

障害学生に提供する教育は、教育の目標・内容・評価の本質は変えることなく、提供方法を柔軟に調整することにより、全ての学生が同等の条件下で学べるようにすることが必要です。

【本質の可視化】

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、シラバス等の明確化・公開

- ・大学等の選択に必要な情報を入学希望者等に提供する
- ・合理的配慮において変更可能な点と変更できない点を明確にする

とりわけ、シラバスに授業目標、内容、評価（方法）を明記することは、学生の授業選択の手がかりとなるばかりでなく、支援の必要性を事前に検討する上でも重要な情報となります。

授業

講義、演習等その形態を問わず、障害学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、情報保障や必要なコミュニケーション上の支援を行ないます。

教材

- ・教科書・教材、学術論文等研究活動に必要な資料へのアクセシビリティの確保
- ・教員が作成する配付資料等の事前提供（障害学生が利用可能なフォーマットへの変換作業のため）

学外実習

- ・障害があることをもって参加を妨げることがないようにする
- ・指定科目の単位取得等、適正な参加要件を設定する
- ・成績評価における能力要件を定める
- ・実習先機関と密接に情報交換を行なう
- ・実習機関の利用者の権利利益を損なわないよう留意する
- ・実習授業の目的・内容・機能の本質的変更をしないような配慮のあり方を検討する

留学や海外研修

海外の受け入れ大学の担当者と十分な意見交換を行ない、必要な配慮が受けられるよう事前に調整を行ないます。

試験

入試や単位認定等のための試験においては、情報保障、試験時間の延長や別室受験、回答方法の変更、支援技術の利用等により、障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価できるよう配慮します。

- ・試験の形式や、試験で評価しようとする内容について、シラバスに明記しておく

レポートや発表

- ・課題の目的や評価基準を明確に示す
- ・目的を損なわないようにしながら、学生の学習成果を適切に評価できるよう、その形式については柔軟に変更できるようにする。

成績評価

教育目標や公平性を損なうような、評価基準の変更や合格基準を下げるなどの対応は、行なわないよう留意します。

2. 高大連携

【引継ぎの円滑化】

障害のある生徒の大学等への進学を促進するため、出身校（特別支援学校高等部、高等学校等）と密接に情報交換を行なう必要があります。

支援情報（支援内容・方法等）の引継ぎ

- ・出身校が作成した個別の教育支援計画等の支援情報に関する資料等を活用し、効率的な教育

支援内容の引継ぎを図る

- ・支援情報の引継ぎは本人の意向を最大限尊重し、個人情報保護の観点からも、本人を経由して行なう

【情報発信】

- ・障害のある入学希望者等からの問い合わせを受け付ける相談窓口等の整備を図る
- ・相談窓口や、入試時、入学後に受けられる支援内容について、生徒や保護者、特別支援学校高等部や高等学校の教職員に幅広く発信する
- ・必要な支援を適切に提供することによって才能を開花させたモデルケースについて積極的に発信する
- ・情報発信にあたっては、障害学生本人や関係者の個人情報保護の観点に留意する

なお、学生によっては、入学後に、自己選択・決定、コミュニケーション等の機会の増加により、障害による困難・不適応が顕著になる可能性もあるため、こうした学生への支援の対応を進める必要もあります。

3. 就労支援

【キャリア教育】

障害学生はロールモデルを周辺に見つけづらい状況に置かれているため、早い段階から多様な職業観に関する情報や機会の提供を行なう必要があります。

- ・職業観の涵養や自らの障害特性、適性の理解に資する学内プログラムの提供
- ・学外において障害に配慮したインターンシップやアルバイトを行なうための支援

また、障害学生は、一般枠、障害者枠、福祉就労等、一般の学生に比べて特殊性の高い就職活動を行なうため、就職支援のための取組や関係機関間でのネットワークづくりの促進が必要です。

学内

修学支援と就職支援を担当する部署、障害学生支援を行なう学生課などとの間で連携を促進する

学外との連携

- ・ハローワークや地域の労働・福祉機関など就職・定着支援を行なう機関と連携を強化する
- ・インターンシップや就職先となる企業・団体との連携を図る
- ・大学等におけるガイダンスや説明会、出張相談等を共同で実施するなど、大学間での連携を図り、ノウハウや情報の共有を図る
- ・支援の引継ぎにあたっては、障害学生本人の意向を最大限尊重するとともに、個人情報保護の観点からも、本人を経由して行なうこと

4. 関係機関との連携

【社会資源の活用】

地域単位・課題単位での多層的なノウハウ、人的・物的資源の柔軟な共有

- ・ICTの活用を含むアクセシビリティに配慮した教材活用・共有
- ・教材の利用方法の研修
- ・アクセシビリティに配慮されたデータや講義の映像の蓄積・共有
- ・一般教養科目における単位互換の活用等

支援担当者間の情報交換を行なうネットワークの構築、他大学への支援学生の派遣等

5. 人材の育成・配置

【専門性のある人材】

組織的な障害学生支援を適切に行なうためには、支援を実質的にすすめていく能力を有する人材（コーディネーターやカウンセラー、手話通訳等）の確保が重要です。

求められる能力

- ・障害学生との対話を通じて、個々の状況にあわせたニーズを確認する
- ・大学等の状況を的確にアセスメントする
- ・支援の判断を行なうだけでなく、様々な関係者や関連部局と連携する

育成・配置

- ・支援人材が障害学生支援の中核を担う存在として機能できるシステムの構築
- ・支援人材の専門性の向上、キャリアパスの構築（長期的に支援を担うための組織的な位置づけ）

【支援学生】

人的な支援を担う支援学生の育成・研修等の推進、そのためのノウハウの共有、また、支援学生の活動をバックアップするための相談体制・スキルアップ・フィードバック等の仕組みの充実も重要です。

『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』

協力者会議

(五十音順・敬称略)

柏倉秀克 日本福祉大学社会福祉学部 教授／学生支援センター センター長

川島聡 岡山理科大学経営学部経営学科 准教授

近藤武夫 東京大学先端科学技術研究センター 准教授

白澤麻弓 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター障害者支援研究部 准教授

村田淳 京都大学学生総合支援センター 准教授／チーフコーディネーター

平成 31 年 3 月

独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部 障害学生支援課

〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

TEL 03-5520-6176 FAX 03-5520-6051

E-Mail tokubetsushien@jasso.go.jp

